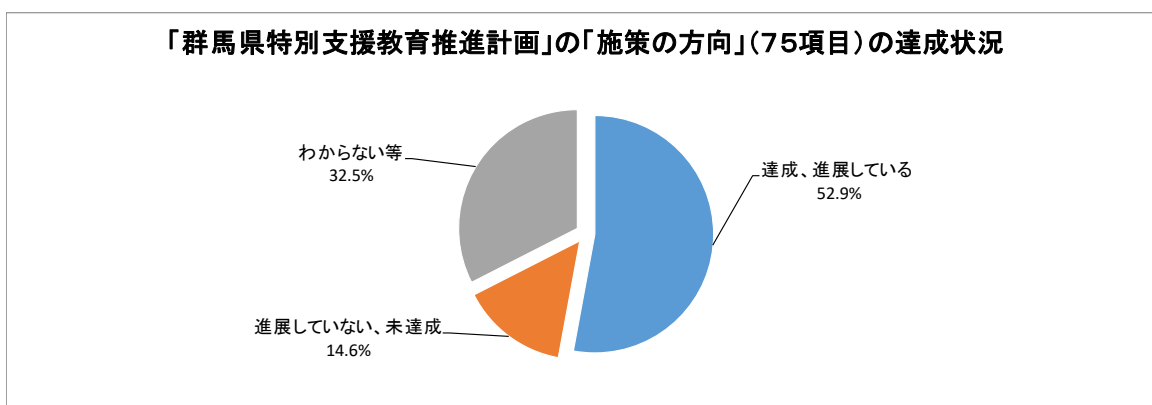


## 資料

### 「群馬県特別支援教育推進計画」に係るアンケート調査の結果について

- 1 調査期間 平成29年6月12日から平成29年12月4日
- 2 調査対象 群馬県小学校長会役員校長、群馬県中学校長会役員校長、私立小中学校長会役員校長、群馬県高等学校長協会役員校長、群馬県国公立幼稚園長会役員校長、私立幼稚園長会役員校長、群馬県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会役員校長、県内特別支援学校校長（群馬県特別支援学校校長会長を含む。）、県内特別支援学校PTA会長（群馬県特別支援学校PTA協議会長を含む。）、群馬県PTA連合会役員PTA会長、群馬県高等学校PTA連合会役員PTA会長、各市町村教育委員会特別支援教育主管課長、各教育事務所長、総合教育センター長、特別支援教育課長、計253名を対象として実施。
- 3 調査項目 「群馬県特別支援教育推進計画」の中で掲げた「施策の方向」（75項目）に係る目標の達成状況
- 4 回収率 79.1%
- 5 調査結果の概要  
＜目標の達成状況について＞



75項目に係る目標の達成状況については、「平成25年4月から平成29年6月までの達成度又はその進展状況について評価してください。」の間に、「達成・進展している」と回答した割合は平均で52.9%と、過半数以上が評価した。一方、「進展していない・未達成」が14.6%であった。「分からない等」の回答は、32.5%であった。

## <75項目別の結果>

### (1) Ⅱ 特別支援学校における教育の充実

4 進路指導の充実のうち、(1)進路選択に係る支援の充実について、達成・進展しているが82.6%、5 健康教育の推進のうち、(1)健康教育に係る実践の推進について、達成・進展しているが78.7%、1 一人一人の教育的ニーズに応える教育内容の充実のうち、(1)「個別の教育支援計画」を活用した教育の充実等及び(2)「個別の指導計画」を活用した授業の充実について、達成・進展しているが共に76.6%と高かった。主な意見としては、4-(1)では、「個別の教育支援計画を活用し、関係機関との連携を図れている」「保護者への情報提供の取組が意識の高まりに成果を上げている」等であった。5-(1)では、「歯科保健や食に関する指導が積極的に取り組まれている」「保護者、学校及び医師等と情報を共有しながら、校内体制を築いている」等であった。1-(1)及び(2)では、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を保護者を中心に作成し、授業実践に生かしている」「関係機関との連携に活用している」等であった。

しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(1)及び(2)では、「すべての特別支援学校での共有化については未達成」「実践集の作成には至っていない」等、5-(1)では、「医師との連携で個別の教育支援計画は活用されていない」等が挙がっていた。

一方、2 交流及び共同学習の推進のうち、(2)組織的・計画的な交流及び共同学習に係る研究について、進展していない・未達成が21.3%であった。主な意見としては、「実践研究は推進しているが、実践集の作成には至っていない」等であった。

### (2) Ⅲ 小中学校における特別支援教育の取組促進

1 通常の学級における特別支援教育の推進のうち、(1)すべての子どもが共に活躍できる授業づくりについて、達成・進展しているが80.2%、(3)交流及び共同学習の機会拡充について、達成・進展しているが69.6%、3 特別支援学級における教育の充実のうち、(4)通常の学級との交流及び共同学習の充実について、達成・進展しているが68.5%と高かった。主な意見としては、1-(1)では、「分かりやすく特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりが意識され、推進されている」等であった。1-(3)では、「多くの学校において、交流学习が定着してきた」「教職員の意識、実践ともに確実に向上してきている」等であった。3-(4)では、「個別の指導計画に沿って、計画的に実施できている」「交流及び共同学習の意義についての理解が進んでいる」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(1)では、「個別の指導計画の活用は不足を感じる」等、1-(3)では、「交流を行っている

学校と行っていない学校がある」等、3-(4)では、「日常的な実践例に係る情報提供については課題が残る」等が挙がっていた。

一方、3 特別支援学級における教育の充実のうち、(3)特色ある教育課程の編成について、進展していない・未達成が35.1%であった。主な意見としては、「特別支援学校のセンター的機能の活用はあまり進んでいない」「研究校の指定は行っておらず、発達障害に係る教育課程の研究開発は行われていない」等であった。

### (3) **Ⅳ 高等学校等における特別支援教育推進体制の整備**

1 特別支援教育の推進に係る校内体制の整備のうち、(1)教職員研修の充実について、達成・進展しているが43.8%、5 キャリア教育の推進のうち、(1)社会参加に向けた指導の充実について、達成・進展しているが37.5%、6 健康教育の推進のうち、校内組織による個別的支援や専門機関の活用推進について、達成・進展しているが37.5%であった。主な意見としては、1-(1)では、「特別支援教育コーディネーターの配置により、校内研修及びケース会議等が計画的に実施され、充実してきている」等であった。5-(1)では、「特別支援学校職業自立推進事業により、職業教育の充実、就業体験先の開拓など、就労支援が充実している」「各所で特別支援学校の生徒が活動しており、好印象を受ける」等であった。6では、「一人一人の状況に応じた心身のケア等の支援が実施できている」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(1)では、「校内研修では、特別支援学校の助言・援助を活用していない」等、5-(1)では、「障害のある生徒に特化したインターンシップについては行っていない」等、6では、「支援体制は充実しつつあるが、関係機関の活用や校内組織が連携して取り組むことは、さらに連携を深める必要がある」等が挙がっていた。

一方、2 一人一人の実態に応じた指導の充実のうち、(1)個別の教育支援計画の活用の推進について、進展していない・未達成が50.0%であった。主な意見としては、「個別の教育支援計画が、卒業校からの情報提供、進路先への情報提供及び卒業後の継続支援等に活用されていない」等であった。

### (4) **Ⅴ 早期からの一貫した支援体制の整備**

1 早期からの相談・支援体制の整備のうち、(2)適切な就学に向けた相談支援の推進について、達成・進展しているが72.7%と高かった。主な意見としては、「専門家による指導上の助言や相談が継続的に実施されている」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、「相談員のレベル向上にはまだ時間がかかる見込み」「就学前の相談は受けられるが、ニーズに合う支援ができないのが現状」

等が挙がっていた。

一方、(1)個別の教育支援計画等を活用した一貫した支援の充実について、進展していない・未達成が23.7%であった。主な意見としては、「個別の指導計画は作成しており、引継ぎ等に活用しているが、個別の教育支援計画については作成に至っていない」等であった。

#### (5) **Ⅵ 専門性の高い人材の育成**

1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成のうち、(2)階層的研修の実施について、達成・進展しているが80.4%、(4)特別支援学校教諭免許状取得の促進について、達成・進展しているが71.9%と高かった。主な意見としては、1-(2)では、「ここ数年で、より多くの研修会が実施され、特別支援教育への理解が深まっている」等であった。1-(4)では、「特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習等が、以前に比べて様々な大学等で取得できるような環境整備が図られている」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(2)では、「管理職の意識はあくまでも学校の一部という感覚が持続しており、管理職育成の過程として、特別支援教育が計画的に位置づけられよう集中的な研修を実施する必要がある」等、1-(4)では、「認定講習の申し込みが極めて少ない」等が挙がっていた。

一方、1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成のうち、(1)専門的知識や基礎的スキルのある教員の確保について、進展していない・未達成が33.3%であった。

主な意見としては、「特別支援学校教諭免許状を有していない教員も指導に当たっているのが現状」「県全体の人事異動にも関わることであり、確保については、市町村や学校のみで達成できるものではない」等であった。

#### (6) **Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備**

3 特別支援学校の再編等のうち、(7)既設の県立特別支援学校の校名変更について、達成・進展しているが83.3%と高かった。主な意見としては、「校名変更の取組は進んでいる」であった。

一方、1 未設置地域への特別支援学校の配置及び整備について、(5)教職員の人事交流の推進について、進展していない・未達成が33.3%であった。主な意見としては、「今後も専門性の向上へ向けて、人事・指導が一体となって改善を図っていくことが重要である」であった。

(7) **Ⅷ 特別支援教育の理解啓発**

障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発のうち、(3)特別支援学校の教育活動の公開について、達成・進展しているが73.4%と高かった。主な意見としては、「多くの学校で、授業公開が行われている」等であった。しかし、課題に関する指摘もあり、「授業公開日を増やすとよい」「オープンスクール的なことはできないか」等が挙がっていた。

一方、(2)教育委員会や学校のホームページの充実について、進展していない・未達成が12.5%、(5)居住地校交流の推進について、進展していない・未達成が10.9%であった。主な意見としては、(2)では、「もっと分かりやすい言葉でつくってほしい」「どこにどんな情報があるのか分かりにくい」等であった。(5)では、「各学期に1回程度の交流では理解促進は無理である」「交流が行われても、小・中学校の保護者までは理解の促進はできないのではないか」等であった。

\* \* \*

## 群馬県特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 現行の特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の実施内容に係る評価
- 二 次期特別支援教育推進計画策定のための必要な事項及び計画案の作成
- 三 その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 関係機関・団体の職員
- 三 学校関係者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項を調査させるためのワーキンググループを設置することができる。

(幹事)

第7条 委員会に幹事をおく。

- 2 幹事は、群馬県教育委員会事務局職員等から任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事項について委員を補佐する。

(任期等)

第8条 委員会の委員の任期は、平成29年5月11日より平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 この委員会の庶務は、群馬県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第10条 この委員会は、平成29年度群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議<sup>\*</sup>)を兼ねるものとし、特別支援教育総合推進事業に係る実施計画及び進捗状況、成果の普及に関することについて併せて検討する。

附則

1 この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

<sup>\*</sup>)：平成29年度群馬県特別支援教育総合推進事業（以下「同事業」という。）運営会議設置要項（同事業実施要領3(1)の規定に基づくもの）により定められたもの

## 群馬県特別支援教育推進計画検討委員会名簿

### ○ 委員

NO	氏 名	職業・公職等
1	倉 林 和 彦	幼稚園長会代表（高崎市立倉賀野幼稚園長）
2	林 和 高	小学校長会代表（みなかみ町立新治小学校長）
3	綿 貫 知 明	中学校長会代表（前橋市立第七中学校長）
4	石 淵 裕 則	特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会代表 （藤岡市立鬼石小学校長）
5	高 田 勉	高等学校長協会代表（県立前橋工業高等学校長）
6	萩 原 泰 広	特別支援学校長会代表（県立聾学校長）
7	石 井 逸 雄	都市教育長協議会代表（みどり市教育委員会教育長）
8	河 内 修	市長会代表（太田市役所福祉子ども部障がい福祉課長）
9	山 城 麻 子	特別支援学校PTA協議会代表（県立盲学校PTA会長）
10	江 村 恵 子	群馬県手をつなぐ育成会長
11	生 方 良 作	群馬県身体障害者福祉団体連合会長
12	高 森 勉	群馬県自閉症協会会長
13	松 田 直	高崎健康福祉大学人間発達学部長 教授
14	今 泉 友 一	群馬県医師会代表（いまいずみ小児科院長）
15	加 藤 有 騎	群馬障害者職業センター所長
16	稲 岡 隆 之	群馬県発達障害者支援センター所長
17	北 爪 清	教育次長
18	小 笠 原 祐 治	教育次長(指導)
19	野 村 晃 男	総合教育センター所長

### ○ 幹事

NO	氏 名	職業・公職等
20	小 林 啓 一	健康福祉部障害政策課長
21	田 中 序 生	産業経済部労働政策課長
22	飯 塚 裕 之	(教)総務課長
23	田 谷 昌 也	(教)管理課長
24	上 原 永 次	学校人事課長
25	鈴 木 佳 子	義務教育課長
26	村 山 義 久	高校教育課長
27	野 本 泉	教育事務所長代表（吾妻教育事務所長）
28	上 原 篤 彦	特別支援教育課長
29	阿 部 秀 明	特別支援教育課企画主監

第2期群馬県特別支援教育推進計画

---

平成30年2月発行

群馬県教育委員会事務局特別支援教育課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

T E L 027-226-4651

E-mail [kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp](mailto:kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp)

---